

# 新潟市の適正規模（事務局素案）

## 1 適正規模の下限

小中学校の適正規模は，12学級以上とする。

理由（1）小学校では，クラス替えが可能で，教育や学校運営に必要な教職員数を確保できることや，1学年複数学級になる12学級を下限とする。

（2）中学校でも，クラス替えや教職員数の事情は同様である。しかし中学校の段階では，新たな人間関係を得ることができる2小1中体制が1小1中より望ましいとされていることから，2小学校から2学級ずつが進学することを想定して，中学校の適正規模の下限を12学級とする。

## 2 適正規模の上限

小中学校の適正規模は，24学級以下とする。

理由（1）国が，適正規模として24学級を上限としている。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項および同条第2項）

（2）学校再編の組み合わせで，6学級と12学級の学校を再編する場合，新潟市の現状ではおおむね18学級以内になると見込まれる。

しかし，6学級と18学級，7学級と15学級の組み合わせなどもありうることから，標準規模の上限18学級を超えて適正の範囲を設定することもできる。